



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

*1 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

31 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請
(環境管理課) 2

32 令和4年度紀乃国之塔の修繕業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(福祉保健総務課) 4

33 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿社会課) 6

34 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 6

35 " (") 6

36 指定自立支援医療機関の指定 (") 7

37 " (") 7

38 " (") 7

39 " (") 7

40 " (") 7

41 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 8

42 保安林の指定予定の通知 (") 8

43 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 8

44 公共測量の終了 (技術調査課) 9

*45 昭和57年和歌山県告示第857号(建築主事の駐在地、所管区域及び所管する事務の区分の指定)の一部改正 (建築住宅課) 9

○ 訓令

*1 和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令 (管財課) 9

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年1月13日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第4条関係) 交番等の所属、名称、位置及び所管区				別表第1(第4条関係) 交番等の所属、名称、位置及び所管区			
所属	幹部交番の名	交番、警察官	所管区	所属	幹部交番の名	交番、警察官	所管区

	称及び位置	駐在所及び所在地受持の名称及び位置	
略			
和歌山県和歌山警察署	紀伊交番(和歌山市弘西)	和歌山市のうち 小豆島、上野、宇田森、落合、上黒谷、川辺、北、北野、北別所、楠本、神波、里、島、滝畑、谷、田屋、中筋日延、永穂、西田井、平岡、弘西、藤田、府中、山口西、湯屋谷	
		略	
	岡崎交番(和歌山市森小手穂)	略	
略			

	称及び位置	駐在所及び所在地受持の名称及び位置	
略			
和歌山県和歌山警察署	紀伊交番(和歌山市弘西)	和歌山市のうち 小豆島、上野、落合、上黒谷、北、北野、北別所、里、滝畑、谷、田屋、中筋日延、西田井、平岡、弘西、藤田、府中、山口西、湯屋谷	
		略	
	川永警察官駐在所(和歌山市川辺)	和歌山市のうち 宇田森、川辺、楠本、神波、島、永穂	
略			

別表第2 (第4条の2関係)
検問所等の所属、名称及び位置

所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置
略		
和歌山県和歌山警察署	小倉警察官連絡所	略
	川永警察官連絡所	和歌山市川辺
略		

別表第2 (第4条の2関係)
検問所等の所属、名称及び位置

所属	検問所、警備派出所及び警察官連絡所の名称及び位置	
	名称	位置
略		
和歌山県和歌山警察署	小倉警察官連絡所	略
略		

附 則

この規則は、令和5年1月18日から施行する。

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 東京都品川区大井1-35-3

氏名又は名称 ルートインジャパン株式会社 代表取締役 永山泰樹

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県紀の川市畑野上字中筋335-2の一部、336-5、336-2、同市中井阪字平池322-1の一部、317-1の一部

名称 ホテルルートイン紀の川

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年1月13日から同年2月3日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
第66号の3口	5	48L/回・基	許可後	19時間	通常	2.4	5.8-8.6	140	160	250	50	2	10	5,000
					最大	3.0	5.8-8.6	140	160	250	50	2	10	5,000
第66号の3ハ	29	310L	許可後	19時間	通常	6.67	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	8.265	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
第66号の3ハ	3	367L	許可後	19時間	通常	0.612	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	0.765	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	
合併処理浄化槽	RC製	W6.8 × L22.6 × H5.35	95	接触曝気方式 + 三次処理	R4.11.10	通常	処理前	76	5.8-8.6	200	150	250	50	5	50	200,000
							処理後	76	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
						最大	処理前	95	5.8-8.6	200	150	250	50	5	50	200,000
							処理後	95	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
No. 1排水口	通常	76	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
	最大	95	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
No. 2-No. 10排水口	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和4年度紀乃国之塔の修繕業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本周 平

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和4年度紀乃国之塔の修繕業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、

これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

(3) 都道府県税に未納がない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

カ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

キ 次に掲げる税金に未納がないことを確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

(ウ) 県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

ク 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の(2)に掲げる業務の履行実績を証明する書類の写し

(2) 資格審査申請時点で、既に要綱に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提供することにより、(1)のイからクまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のアからエまで、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和5年1月13日（金）から同月27日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年1月17日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和5年1月13日（金）から同月20日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局福祉保健総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2476

ファクシミリ番号 073-425-6560

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和5年1月23日（月）までに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して4日（県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に限る。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071300416	和歌山高齢者生活協同組合	ケアセンターおたっしや 倶楽部伊都・橋本事業所	和歌山県橋本市高野口町 伏原243	訪問介護	令和 4.12.31

和歌山県告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000886	ほっとステーションにじいろ	橋本市高野口町 名古曾681-1	生活介護	特定なし	特定非営利活動法人いぶき福祉会	伊都郡九度山町 九度山1547-1	令和 5.1.1

和歌山県告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400763	エンジョイさくら	海南市大野中44 9-3	生活介護	特定なし	医療法人さくら会	海南市名高140-1	令和 5.1.1

和歌山県告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
戎薬局明洋店	田辺市明洋二丁目17-3	—	林直樹	令和 5. 1. 1

和歌山県告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
カメラリア調剤薬局	伊都郡かつらぎ町大谷1254-1	—	磯亜耶子	令和 5. 1. 1

和歌山県告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
戎薬局明洋店	田辺市明洋二丁目17-3	林直樹	令和 5. 1. 1

和歌山県告示第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
カメラリア調剤薬局	伊都郡かつらぎ町大谷1254-1	磯亜耶子	令和 5. 1. 1

和歌山県告示第40号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社M-style	和歌山市下三毛743番地75	訪問看護ステーションまぐねっと	令和 5.1.1

和歌山県告示第41号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字下田原字上ノ段427の2・字久保428の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第42号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡北山村大字大沼字ドブカリ425・432（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

東牟婁郡北山村大字大沼字ドブカリ425・432（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第43号

令和4年和歌山県告示第1361号（以下「告示第1361号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定

により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 所在が不分明である通知の相手方
寺本雅行
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1361号のとおり

和歌山県告示第44号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき日高町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳修正）
- 2 作業期間 令和4年7月19日から同年12月15日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡日高町大字比井外

和歌山県告示第45号

昭和57年和歌山県告示第857号（建築主事の駐在地、所管区域及び所管する事務の区分の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

表の備考を次のように改める。

備考 第1項から第8項までの駐在地の区分に掲げる駐在地のいずれかに駐在する建築主事が、出張、休暇等により不在となり職務が遂行できなくなった場合、その期間中は、この表の区分にかかわらず、当該建築主事が所管する事務については、次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれに定める建築主事が行うことができる。

- (1) 第1項の所管する事務の区分の欄に定める事務（第2項の所管する事務の区分の欄に定める事務以外の事務に限る。） 第1項又は第6項の駐在地の区分に掲げる駐在地に駐在する建築主事
- (2) 第2項の所管する事務の区分の欄に定める事務 第1項から第8項までの駐在地の区分に掲げる駐在地のいずれかに駐在する建築主事

訓 令

和歌山県訓令第1号

庁 中 一 般
各 か い
各 地 方 機 関

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年1月13日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令
和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

略
申請者 住所
氏名
略

略

別記第13号様式(第25条の2関係)
行政財産使用許可変更申請書

略
申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主
たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及
び電話番号)

次のとおり行政財産の使用の変更許可を受け
たいので申請します。

略

別記第14号様式(第25条の3関係)
行政財産使用許可住所・氏名等変更届出書

略
申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主
たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及
び電話番号)

次のとおり住所・氏名等を変更したので届け
出ます。

略

別記第15号様式(第26条関係)
行政財産使用許可(変更許可)事前協議書

略
部局長

略

別記第16号様式(第26条の2関係)
行政財産貸付(貸付変更)事前協議書

略
部局長

略

別記第17号様式(第29条関係)
普通財産貸付申請書

略
申請者 住所
氏名
略

略

別記第18号様式(第29条の2関係)
普通財産貸付変更申請書

略
申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主
たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及
び電話番号)

次のとおり普通財産貸付の契約を変更したい
(承認の変更を受けたい)ので申請します。

略
申請者 住所
氏名
略

略

別記第13号様式(第25条の2関係)
行政財産使用許可変更申請書

略
申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主
たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名並
びに電話番号)

略

別記第14号様式(第25条の3関係)
行政財産使用許可住所・氏名等変更届出書

略
申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主
たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名並
びに電話番号)

略

別記第15号様式(第26条関係)
行政財産使用許可(変更許可)事前協議書

略
部局長

略

別記第16号様式(第26条の2関係)
行政財産貸付(貸付変更)事前協議書

略
部局長

略

別記第17号様式(第29条関係)
普通財産貸付申請書

略
申請者 住所
氏名
略

略

別記第18号様式(第29条の2関係)
普通財産貸付変更申請書

略
申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主
たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名並
びに電話番号)

略

別記第19号様式(第29条の3関係)
普通財産貸付住所・氏名等変更届出書

略

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

次のとおり住所・氏名等を変更したので届け出ます。

略

別記第20号様式(第30条関係)
普通財産貸付(貸付変更)事前協議書

略

部局長

略

別記第22号様式(第33条関係)
普通財産処分事前協議書

略

部局長

略

別記第23号様式(第37条関係)
(その1)

公有財産現況報告書

土地の部

略

略

課室等の長

略

備考 略

(その2)

公有財産現況報告書

建物の部

略

略

課室等の長

略

備考 略

(その3)

公有財産現況報告書

山林の部

略

略

課室等の長

略

備考 略

(その4)

公有財産現況報告書

()の部

略

別記第19号様式(第29条の3関係)
普通財産貸付住所・氏名等変更届出書

略

申請者 住所
氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名並びに電話番号)

略

別記第20号様式(第30条関係)
普通財産貸付(貸付変更)事前協議書

略

部局長

略

別記第22号様式(第33条関係)
普通財産処分事前協議書

略

部局長

略

別記第23号様式(第37条関係)
(その1)

公有財産現況報告書

土地の部

略

略

課室等の長

略

備考 略

(その2)

公有財産現況報告書

建物の部

略

略

課室等の長

略

備考 略

(その3)

公有財産現況報告書

山林の部

略

略

課室等の長

略

備考 略

(その4)

公有財産現況報告書

()の部

略
略
略

備考 略

(その 5)
公有財産現況報告書
農業用施設 (水路等) 及び鉄道の一部

略
略
略

備考 略

略
略
略

備考 略

(その 5)
公有財産現況報告書
農業用施設 (水路等) 及び鉄道の一部

略
略
略

備考 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。